

平成25年5月7日

各位

更生会社TFK株式会社  
管財人 小畑 英一

## 訴訟の進捗に関するお知らせ

平成23年10月5日付「旧役員等及び大株主への訴訟の提起について」にてお知らせいたしました下記の訴訟事件のうち、元会長（創業者）の相続人7名（以下、「被告ら」といいます。）に対して約2億3000万円の支払いを求めて提起した1.(2)記載の訴訟事件について、次頁記載のとおり、更生裁判所の許可を得て、平成25年4月26日に訟訟上の和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 経営責任調査委員会の調査結果に基づく損害賠償請求訴訟等（2件）

##### (1) 平成22年3月期期末の株式配当に関する旧役員責任追及訴訟

訴 額 約20億2000万円

相手方 旧代表取締役2名

##### (2) 元会長（創業者）による盗聴事件等に関連して更生会社に生じた損害の賠償請求訴訟、及び元取締役を支払われた顧問報酬の過大部分についての不当利得返還請求訴訟

訴 額 約2億3000万円

相手方 元会長の相続人7名

#### 2. 創業家等の大株主に対する配当金返還請求訴訟

訴 額 約129億4000万円

相手方 創業家株主3名及びその関連法人6社

## 第1 和解の概要

### 1 元会長（創業者）による盗聴事件等についての損害賠償請求訴訟

(1) 被告らが、原告に対し、1億9579万7983円を平成25年5月末日までに一括で支払う。

(2) 被告らが、原告に対し、(1)記載の金額に対する平成23年10月29日から和解成立日の前日である平成25年4月25日まで年5%の割合による遅延損害金（1458万6282円）を支払う。

### 2 元取締役に対する顧問報酬の過大部分についての不当利得返還請求訴訟

(1) 被告（元取締役）が、原告に対し、941万円6667円（請求元本全額）を平成25年5月末日までに一括で支払う。

(2) 被告（元取締役）が、原告に対し、(1)記載の金額に対する平成23年10月29日から和解成立日の前日である平成25年4月25日まで年5%の割合による遅延損害金（70万1509円）を支払う。

## 第2 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成23年10月5日付「旧役員等及び大株主への訴訟の提起について」にてお知らせいたしましたとおり、経営責任調査委員会の調査結果に基づき、被告らに対して、盗聴事件等に関連して更生会社に生じた損害の賠償請求、及び元取締役に支払われた顧問報酬の過大部分についての不当利得返還請求として、合計約2億3000万円の支払いを求める訴えを提起しました。

その後、請求事実の主張及び立証を継続して参りましたが、今般、裁判所より、元取締役に対する不当利得返還請求（請求額941万6667円）を除く損害賠償請求部分（請求額2億1997万8929円）について、一部の請求権について消滅時効が成立したことを前提として、第1・1記載の内容にて和解の勧誘がなされました。また、元取締役に対する不当利得返還請求については、裁判所からの和解勧誘はなされていないものの、元取締役から、第1・2記載の内容にて和解の申し出がなされました。

まず、裁判所による和解勧誘案（第1・1）を受諾するか否かについて管財人においても慎重に検討を行いましたが、同和解勧誘案は、裁判所が、消滅時効が成立しているものと認められる金額を明示した上で、その部分を除く請求額全額について被告らが一括して支払う内容となっていること、また、当該金額に対する和解成立日の前日までの年5%の割合による遅延損害金も付加して支払う内容となっていること、消滅時効についてはその請求権の発生原因事実から10年が経過しているところ、元会長の相続人らによる時効援用権が濫用とまで認めがたいと思われることから、当該和解勧誘案を受諾する合理性は十分に確保されているものと判断しました。また、元取締役からの和解案（第1・2）については、請求額全額に遅延損害金を付加して一括で支払う内容となっており、当該和解案を受諾することの合理性は十分に確保されているものと判断しました。

そこで、調査委員からも意見を聴取の上、更生裁判所の許可を得た上で、平成25

年4月26日付で、第1・1及び第1・2記載の内容にて、訴訟上の和解を成立させるに至りました。

### 第3 今後の見通し等

第1及び第2記載の訴訟上の和解の成立をもって、上記1.(2)記載の訴訟手続は終了いたしました。上記「1.(1) 平成22年3月期期末の株式配当に関する旧役員責任追及訴訟」、及び「2. 創業家等の大株主に対する配当金返還請求訴訟」につきましては、引き続き訴訟手続を遂行して参ります。

また、平成24年12月20日付「第2回弁済について( - 訴訟の進捗状況 - )」でお伝えしましたとおり、債権者の皆様に対する第2回弁済(最終弁済)は、各訴訟が終了し、回収が完了した後に実施する予定です。今回の訴訟上の和解による回収金のみを原資とした弁済を行う予定はございませんので、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上